

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

事業の名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
玉津庁舎利活用検討に係る コミュニティマネジメント業 務	R4. 5. 25	(株) ROUGH LABO	1, 570, 000	<p>当該事業者は、玉津庁舎利活用を検討に向けた地域ニーズの把握や地域コミュニティ形成のため、令和2年度に本市と委託契約を締結し、たまりばプロジェクトと称して、地域住民等を対象としたヒアリングやワークショップを行ってきた。令和2年度のたまりばプロジェクトにおいては、玉津庁舎利活用のコンセプト（『みんなでつながる、玉津憩いの場』）および地域の交流拠点となる場（『たまりばパーク』）を整備することが決定している。</p> <p>今回の委託業務は令和2年度の委託業務の後継と位置づけており、より詳細な地域ニーズの把握やコンセプトを反映した利活用の検討推進を行うにあたり、「地域との関係性の構築」や「過去の経緯や玉津支所利活用のコンセプトの理解」が必須となるが、当該事業者は、前述のように令和2年度にすでに玉津地域に深くかかわっており、これらの必須項目を充たしているといえる。一方、庁舎整備のスケジュール上、令和4年10月末までに業務を完了する必要があることから、設定された事業期間内に上記項目を充足できるのは当該事業者において他にない。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2 号に該当	西区玉津支所
西区玉津支所間 インターホン 遠隔設備新設委託業務	R4. 4. 1	西部電気建設 (株)	4, 378, 550	<p>工事に係る設計・施工・監督業務を全て委託するため当該業者以外の業者では実施が困難である。加えて、専門性の高い業務である電気錠遠隔操作を含むインターホン設備の設定等にかかる業務も委託するため、特命随意契約を行った。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2 号に該当	西区総務部 まちづくり課